

◆◆◆ 運転免許の自主返納（申請取消）について ◆◆◆

申 請 内 容 と 手 続 き

○ 運転を継続する意思がなく、運転免許を返納したいという方のために、運転免許を申請により取消しする制度です。

◆ 申請手続きできる方

申請取消をする免許保有者本人です。

（事情により代理人による申請ができる場合があります。詳しくは下記電話番号までお問い合わせください。）

※ 適用除外

- ・ 事故や違反等により、免許の取消し処分の対象になっている方
  - ・ 事故や違反等により、免許の停止処分の対象になっている方、及び免許停止期間中の方
  - ・ 初心運転者講習の対象になっている方
- は申請取消はできません。

◆ 申請場所

- ・ 総合交通センター1階運転免許課
- ・ 住所地を管轄する警察署
- ・ 住所地を管轄する交通安全協会  
（警察署、交通安全協会は地区により受付できない場所があります。「運転免許証の各種申請窓口一覧表」をご確認下さい。）
- ・ 住所地を管轄する分庁舎

◆ 受付時間

月曜日～金曜日（休日を除く） 8：30～11：30  
13：00～16：30

◆ 必要なもの

有効期間内の運転免許証

自動車等を運転して申請取消の手続に来られると、帰りの運転ができなくなるので注意して下さい。

※ 運転免許を申請取消した方が、再び自動車等を運転する場合は、運転免許試験を受検して再取得をする必要があります。

※ 運転免許を申請取消した方（全免種を返納した方に限る）は、運転経歴証明の交付を受けることができます。

詳しくは、「運転経歴証明の申請、記載事項変更、再交付」をご覧ください。

以上のほか、手続きの詳細がお知りになりたい方は、下記へお問い合わせ下さい。

○ 更新、再交付、記載事項変更届、国外免許関係、申請取消、経歴証明

**運転免許課（免許係）**

**027-253-9300**

月曜日～金曜日（休日を除く）

午前8時30分～午後5時15分まで